慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	2000年代以降の児童虐待防止政策と家族の統治
Sub Title	Child abuse prevention policies since the 2000s and governing of family
Author	藤田, 智子(Fujita, Tomoko) 大貫, 挙学(Ōnuki, Takamichi)
Publisher	三田社会学会
Publication year	2023
Jtitle	三田社会学 (Mita journal of sociology). No.28 (2023. 7) ,p.74- 86
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA11358103-20230701-0074

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

2000年代以降の児童虐待防止政策と家族の統治

Child Abuse Prevention Policies Since the 2000s and Governing of Family

藤田　智子・大貫　挙学

１．はじめに

日本では2000年に児童虐待の防止等に関する法律（以下「児童虐待防止法」）が施行され[1)]、その後も政策的対応の強化が行われてきた。こうした動向は、これまで聖域化されてきた「家族」領域を行政や司法が規制対象にするという意味で、第２波フェミニズムが批判してきた公私二元論を問い直すものとして理解することもできる。しかし、公権力のあり方に批判的な視線を向けることなくその拡大を促進すれば、既存の社会規範が再生産・強化される危険性もある。実際、虐待に対する厳罰化や介入推進の主張は、虐待の原因を「ハイリスク家庭」に求め、結婚・出産をめぐる「個人の自由」の「優先」を否定的に捉えるなど（金子 2016, 2022）、いわゆる「保守的」な家族観を前提としていることも少なくない。

本稿の目的は、児童虐待防止法制定以降の政策を「家族の統治」という観点から検討することにある。M. フーコーによれば、「統治」とは「他者に対する行為の想定しうる分野を構造化すること」であり（Foucault 1982＝2001: 26）、「人口を主要な標的」とした「諸制度・手続き・分析・考察・計算・戦術、これらからなる全体」である（Foucault 2004＝2007: 132）。本稿では、特に虐待の「予防／発見」に伴う「リスク」管理、および関係機関の「連携」における警察の役割に着目する。そして、家族統治のネットワークが広がっていることを確認しつつ、その現代的変容についても議論する。

２．児童虐待防止法の成立と論点

⑴　児童虐待の社会問題化と立法経緯

日本においては1990年代以降、児童虐待への社会的関心が高まってきた。特に1990年度に開始された厚生省による児童相談所での虐待相談対応（処理）件数の集計・公表は、児童虐待が増加・深刻化していることを裏付ける指標とみなされ（滝川 2019）[2)]、そのような増加・深刻化する児童虐待問題のイメージとともに、虐待は現代家族の問題、つまり家族の養育機能不全や核家族化に伴う孤立、（母）親の生育歴（被虐待経験）等を原因とするものという言説も形成された（上野・野村 2003: 33-4）。

また、1989年には国連総会で児童の権利に関する条約（いわゆる「子どもの権利条約」）が採択されている。同条約は「児童の最善の利益」を重視し、子どもの権利実現を求めるものだが、その19条では、保護者等による身体的・精神的虐待、ネグレクト等から子どもを保護するための「すべての適当な立法上、行政上、社会上及び教育上の措置をとる」ことを、締結国に義務付けている。日本政府は当初、子どもを権利の主体と認めることに消極的であったものの、1994年にはようやく同条約

藤田智子・大貫挙学「2000年代以降の児童虐待防止政策と家族の統治」『三田社会学』第28号（2023年７月）74－86頁

を批准した。その批准を後押ししたのが、児童虐待の社会問題化であったといわれる。

1996年度には児童虐待の対応における児童相談所を中心とする関係機関の地域ネットワークづくりや、児童虐待事案の検討・点検評価を行う厚生省の「児童虐待ケースマネージメントモデル事業」が、北海道、神奈川県、愛知県、大阪府、山口県などの 8 道府県市において実施された。また、厚生省によって「子ども虐待防止の手引き」（厚生省 1996）も作成された。1997年には、制定50周年を迎えた児童福祉法が、「児童をめぐる問題の複雑・多様化」に対応すべく改正され（厚生省 1997)、これを受け翌年、児童相談所運営指針も改正されている。「増加」する虐待に対する児童相談所の役割が模索されたといってよい。

さらに1999年には、厚生省による虐待対策マニュアルである「子ども虐待対応の手引き」（厚生省 1999）（以下「手引き」）が発行された。この「手引き」は改正が重ねられ、現在まで虐待対応の実務において参照され続けている。

そして2000年 5 月、超党派の議員立法により児童虐待防止法が制定され、同年11月から施行されたのである。同法は、「児童虐待の防止等に関する施策を促進すること」を目的に（ 1 条)、児童虐待の定義（ 2 条）とその禁止（ 3 条)、虐待防止等に「必要な体制の整備」に関する国および地方公共団体の責務等（ 4 条）を定めている。また、学校の教職員や児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士等の虐待の早期発見に努める義務（ 5 条)、虐待を「発見した者」の通告義務（ 6 条)、児童相談所による立入調査（ 9 条）と警察への援助要請等（10条）についても定められた。さらに、虐待を受けた児童の親の面会等を制限する権限が児童相談所長等に与えられた（12条)。

以降、児童虐待防止法および関連法令は幾度も改正され、政策運用も変化してきた。保護者を含む私人の権利義務に影響するものとしては、まず虐待の定義拡大が挙げられる。2004年の児童虐待防止法改正では、ネグレクトや心理的虐待の定義が広がり、「同居人による……〔虐待〕行為の放置」や「児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力」等が虐待に含まれるようになった（ 2 条)。また、通告義務の対象者が「児童虐待を受けた児童を発見した者」から「児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者」へと変更された（ 6 条 1 項)。

子どもの「利益」や「権利」が強調される一方で、親権は規制されてきた。2011年の改正民法は、親権が「子の利益のため」のものであることを強調し（820条)、親権者による懲戒について「監護及び教育に必要な範囲内」でのみ「することができる」とした（822条)。さらに従来の親権「喪失」制度（834条）に加え、最長 2 年の親権「停止」制度も創設した（834条の 2)。2016年の改正児童虐待防止法には「必要な範囲を超えて……児童を懲戒してはなら」ないと明記され（14条 1 項)、2019年の改正法では親権者等による体罰が明文で禁止された（14条 1 項)。2022年には民法から懲戒権の規定（822条）が削除され、代わりに体罰禁止の規定（821条）が設けられた。同時に児童虐待防止法の親権に関する規定が「児童の人格の尊重等」の規定へと変更された（14条)。第 3 章で検討する虐待防止体制の強化も、これらと並行して進められてきたのである。

⑵　児童虐待防止施策をめぐる議論

先行研究においては、児童虐待防止施策をめぐって、さまざまな議論がなされてきた。ここでは本稿に関連する主要なものを取り上げる。

まずは、児童相談所の権限拡大等による児童福祉のあり方の変化についてである。第二次世界大戦後の児童福祉は、相談・援助を通して親の「意に沿った福祉的サービスの提供」を行うことで子どもの福祉の実現を目指すものであった（西澤 2007: 352）。しかし児童虐待防止法は親の同意を必ずしも必要とせず、親を虐待の加害者とみなし、家族への強制的介入を可能とする（広井 2012: 50-1）。

元児童相談所所長の津崎哲郎は、「親との関係構築を重視するケースワーク主義」から「権限に基づく新たな介入型のアプローチ」へのシフトについて、外部からの関与を拒む「虐待加害者」に対しては従来のアプローチは「無力」であり、「介入と支援」を統合する「介入型ソーシャルワークこそ子どもの救済や事態の改善に有効」であると主張した（津崎 2010: 388-9）。一方、小児科医の小林美智子は、児童虐待防止法制定以降、児童の一時保護処分等の法的介入の増加により、親と児童相談所とその他の支援機関の関係がそれまでの信頼に基づくものから変化し、親は児童相談所やその他の支援機関を信頼しきれなくなり、「関係機関は権限と義務と責任を重視する」傾向に傾いたと批判する（小林 2007: 33-4）。そのうえで、小林は「虐待防止策を、早期発見・通告・初期対応から、ケアに大きく発展すべき」であり、さらにケアの体制整備等を進めることで「子どもと子育てする親を支援する『社会』を築くことが重要」と述べる（小林 2007: 55-6）。社会学者の広井多鶴子も、児童虐待防止法が定める国や地方公共団体の義務は「体制の整備」についてであって、同法においても子育ての責任はあくまで親にあると想定されていると指摘する（広井 2012: 52）。そして、親権者の権限が制限される傾向にあることから、介入型アプローチへの転換は子どもの養育に対する国や自治体の責任の強化を意味するものではなく、強化されたのは「親を監視・指導するための行政の権限」であるという（広井 2012: 51–2）。

児童虐待防止対策のなかで、社会的な事項も含めた虐待に関わる問題の心理化・個人化が起こっているとの指摘もある。社会学者の上野加代子は、1990年代以降の児童虐待の社会問題化について、その最大の特徴は、虐待を「家族内部での個人の問題として定式化」したことにあると述べる（上野 2022: 48）。児童虐待の電話相談などを行う民間団体の活動についてのメディア報道や、虐待を「機能不全家族に育った子ども時代のトラウマに起因するアディクション」の問題だとする精神科医の主張、米国のカウンセリングを中心とする児童虐待対策の紹介などを通して、虐待は親の心理的、性格的問題や精神的な病、家庭関係の問題などを原因とするものとされるようになり、その対策としてカウンセリングや心理療法、教育的治療などが中心的に行われるようになったのである（上野 2022: 48-52）。このような傾向は、前述の小林の議論にも見られる。小林は虐待の背景には「家族機能不全が存在する」とし、「虐待された子どもの心のケア」の重要性を強調する（小林 2007: 47-55）。

さらに、米国などから紹介され、1990年代末から開発・利用が拡大したリスクアセスメントに対しても問題が指摘されている。日本の児童虐待防止政策がリスクアセスメント偏重となった背景には、児童虐待の社会問題化の過程で、児童保護機関による虐待の「見逃し」や「過少介入」が問題視され、「未然防止」が強調されたことが挙げられる（上野 2022: 53-5）。「手引き」も児童虐待防止法成立を受けて改正された2000年版（厚生省 2000）から公にリスクアセスメントを採用するようになり、その開発・利用は虐待対応を行う現場のみならず、母子保健や医療・福祉・教育の場面でも拡大していった。そのようななかでリスク項目も「子どもの怪我に関連した項目から、リスクのある保護者を発見する項目」へと広がった（上野 2022: 55-9）。上野は、リスクアセスメントによって家族の

多様性がリスクとされ、「完璧な形で育児に備える女性を核とした子育て家族像」が構築されてきたことなどを明らかにする（上野 2022: 81-5）。そのうえで、「虐待リスクとは……ネオリベラルの福祉体制において、他のあらゆる解釈の可能性から、まさしく児童虐待のリスクだとする解釈を刻みだす新しい営み」であると述べる（上野 2022: 11）。

子どもと家族のニーズに沿って援助を行う「児童福祉」から、リスクの高い「危険な養育者」に介入し、子どもを守る「児童保護」へと移行しているという上野の指摘（上野 2022: 86-8）は、児童福祉行政のあり方の変化をリスクアセスメントが牽引してきたことを示す。同時に、児童虐待の施策やそれをめぐる議論が、「公権力の家族への介入」と「家族・子どもへの支援」という異なるアプローチ（松本 2007: 11-2）の関係のなかで構成されてきたことも確認できる。これに対し本稿では、「介入」と「支援」の関係という論点を引き継ぎつつも、児童虐待防止法制定以降の政策を「家族の統治」という観点から検討する。

３．虐待防止体制の強化と統治ネットワークの拡大

⑴ 「予防／発見」とリスク管理

2000年代以降、虐待の定義が拡大し、保護者の権利が制限されるとともに、保護者を管理する行政の権限が拡大してきた。そして、そのようななかで虐待防止体制の強化も行われてきた。以下では、その特徴を考察する。

まず指摘できるのは、「予防／発見」という視点である。それまでの「早期発見」と併せて「予防」が政策プロセスにおいて最初に打ち出されたのは、2003年11月の厚生労働省社会保障審議会児童部会報告書においてである。同報告書は、児童虐待防止法の「施行後３年を目途」とした見直し（同法附則）のため、当面取り組むべき課題の方向性を検討したものだが、「いったん特段に援助が必要な状態にまで至ってしまうと、その改善は容易ではなく、相当手厚い支援を必要とすることになる」との認識から「発生予防」を重視し、「早期発見・早期対応」を一層促進するための取り組みについても検討している（厚生労働省社会保障審議会児童部会 2003）。また2004年の改正児童虐待防止法では、児童虐待の「予防及び早期発見」が「国及び地方公共団体の責務」として明記された（４条）。この規定は、「発見した者」の通告義務の対象が、児童虐待を「受けた児童」から「受けたと思われる児童」へと改正されたことと連携していると思われる。

こうした「予防／発見」を可能とするため、発生予防から児童の自立までの「切れ目のない支援」や関係機関の「連携強化」が図られてきた。前記報告書でもこれらの用語が繰り返し用いられており（厚生労働省社会保障審議会 2003）、2004年改正児童虐待防止法では「関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化」が謳われている（４条）。「手引き」も2005年版（厚生労働省 2005）以降は、「発生予防の観点」から「保健・医療・福祉等の関係者」が「全ての親を念頭に入れて」虐待防止に取り組む必要があるとする。この方向性は他の法令にも影響を与えてきた。

それを示すように、2008年の改正児童福祉法は、法定事業として「乳児家庭全戸訪問事業」の実施に努めることを市町村に義務付け、「要支援児童」を把握したとき等は「必要な支援を行う」こととした（６条の２第４項・５項）。この事業は一般に「こんにちは赤ちゃん事業」と呼ばれ、「生後４か月を迎えるまでの、すべての乳児のいる家庭」を対象に「子育て支援に関する情報提供や養育環境

等の把握を行い、必要なサービスにつなげる」ものとされる（厚生労働省 2009）。重要なのは、ここでいう「支援」「サービス」が典型的には児童虐待が疑われる家庭への介入を想定しているということである。2013年度版の「手引き」（厚生労働省 2013）においても、同事業を「虐待の発生を予防するため」の「子育て支援サービス」と位置付けている。「支援」を装いながら、虐待発生の「徴候」が詮索されているのである。

さらに、関係機関等の連携強化は、従来は虐待防止を目的としていなかった施策等が虐待の「予防／発見」に利用されることにもつながっている。2016年の改正母子保健法では、母子保健施策の虐待予防機能が規定された。同法は、母子保健に関わる施策が「虐待の予防及び早期発見に資するものであること」に、国および地方公共団体が「留意」しなければならないとしている（5条2項）。また同年の改正児童福祉法は、支援の必要な児童・妊婦等を把握した医療機関や学校に対し、その情報を市町村に提供することを努力義務とする（21条の10の5）。そして、2017年の改正児童虐待防止法では、「児童の福祉に職務上関係のある者」の範囲が、歯科医師、助産師、看護師を含むものに拡大され（5条）、2019年の改正法では、配偶者暴力相談支援センターとの連携も規定された（4条）。

このような虐待の「予防／発見」という視点、またそのための関係機関の連携強化は、リスクアセスメントの積極的な活用へとつながってきた。特に「発生予防」との関連では、「限られた資源の中で効率的」にそれを行うためとしてリスクアセスメントが重視された（厚生労働省社会保障審議会児童部会 2003）。「手引き」の2000年版ではすでに一時保護の要否を判断するリスクアセスメントシートが提示されていたが（厚生省 2000）、2005年版で設けられた「発生予防」という項目では、「予防的な支援」にあたってのリスクアセスメントの重要性について言及されている（厚生労働省 2005）。ここでは、リスクの把握は、虐待の「疑い」が具体的に生じた場合に児童相談所のみが行うものではなく、医療機関、保健センター、学校など、子どもや親に関わる機関によってもなされるものとなっている。

厚生労働省は、2017年には、前年の児童福祉法等の改正を受けて「児童虐待に係る児童相談所と市町村の共通リスクアセスメントツール」の作成・運用について通知している。その趣旨は、「早期発見・早期対応のみならず、発生予防から虐待を受けた子どもの自立に至るまでの各段階において……多様な関係機関による支援に一層取り組んでいく必要」があることから、児童相談所や市町村、その他の支援機関が役割分担・協働・連携を適切に実施するためとされる（厚生労働省 2017）。この通知に記載されたアセスメントシートでは、例として「収入不安定」「生活保護受給」「内縁の親子関係」等がリスク項目として挙げられている。リスクアセスメントが、規範的な母親像・家族像の押し付けになっていることは、すでに確認したとおりである（上野 2022: 81-5）。上記のリスク項目も「養育力」の低下の指標とみなされており、「理想的な親」でないことは虐待の「徴候」と判断される。

「リスク」概念は、近代における「人口」の統治と結び付いているものだが（Ewald 1991）、ここでは奇妙なことに、「安全」への関心から「人口」全体を把握するためのリスクが各個人の問題に還元されている。そして、ジェンダー化されたリスク項目が採用され、かつ育児責任が女性に課せられている現状では、リスク評価は母親の責任を問うものにならざるを得ない。そもそも、リスクの配分が社会的格差に基づいているうえ（Beck 1986＝1998: 48-51）、何がリスクとみなされうるのかとい

う解釈も社会的不平等に依拠するのである。

このように虐待防止体制が強化されるなかで、家族統治のネットワークは拡大してきた。そこでは「支援」を装った「介入」、「支援」であったものの「介入」へのシフト、さらに「支援」の契機が「介入」の契機としても位置付けられるということが見られる。

⑵ 社会の福祉警察化

さらに着目したいのは、連携における警察の役割である。2000年成立の児童虐待防止法では、児童相談所長等は「警察官の援助を求めることができる」とされていたが（10条）、2004年の改正では児童一時保護や立入調査等にあたって、警察署長に「必要に応じ」て「援助を求めなければならない」とされるようになった（10条２項）。また、このとき併せて審議された与党提出の児童福祉法改正案には、虐待が疑われる場合に、警察官が強制的に居宅に立ち入ることを認める規定が含まれていた。令状主義に反するとの批判からこの規定は削除されて法案が成立したものの、政府は警察の権限拡大を目指していたのである。2012年以降は、警察と児童相談所との合同訓練・研修が行われるようになり、また、児童相談所への警察官の「出向」や、警察OBの児童相談所への「配置」も進められてきた。

これらの動向は福祉による「介入」の強化と一体となっている。2000年の児童虐待防止法は、児童相談所職員等の立入調査等の権限を強化した。従来、立入調査は児童福祉法により、保護者の虐待等で児童の福祉が著しく害される場合に限られていたが（28条）、児童虐待防止法においては虐待の「おそれがある」場合にまで広げられた（９条１項）。立入調査等を拒否すると罰則が科せられるようにもなった（９条２項による児童福祉法62条１号の準用）。2007年には児童虐待防止法および児童福祉法が改正され、児童相談所による臨検・捜索について規定が新設され（児童虐待防止法９条）、2016年改正児童虐待防止法ではその要件が緩和された（９条の３）。2007年の臨検等の新設に伴い、それらの際にも担当機関は必要に応じて警察署長へ援助を求めなければならなくなった（10条２項）。児童相談所の役割が「支援」型から「介入」型へとシフトしたことで警察の援助が求められるようになったのである。

一方で、捜査機関としては、福祉との連携のなかで刑事事件化を行ってきた。最高検察庁も2018年の通達で、「警察及び児童相談所との情報共有の強化」によって「刑罰権を適切に行使する」ことを指示する（最高検察庁 2018）。実際、福祉関係機関の調査結果が刑事裁判の証拠に用いられることは多い[3)]。同時に、「捜査を契機とした児童の安全確保を図る」（警察庁 2019）として刑事訴訟法上の強制処分が「福祉」目的で利用されることもある[4)]。

かくして、「福祉」と「警察」という理念の異なるものが地続きになる。それは単に警察と福祉関係機関のつながりが強化されることを意味するのではない。子どもの福祉の名のもとに人々が監視しあい、虐待（の可能性のある家族）を取り締まる（police）状況が生まれるということでもある。R. ヴァカンは、近年の欧州における動向として、「貧困層を福祉機関の監督下に置こうとする動き」、「福祉関連のファイルと警察関連のファイルの統合」、これらと「税務署のデータ」との「連結」という局面があるという（Wacquant 1999＝2008: 121-5）。日本でも医療に関わる医師や看護師、母子保健に関わる保健師、学校の教員や保育士などの「専門家」のみならず、近隣住民など、社会全体を巻

き込んだ福祉警察化の流れが進む。

こうした状況にあって、女性は妊娠段階から、常に親としての「能力」が問われ続けるようになった。これまで家族社会学は、近代家族体制のもとでは母親が家内領域に閉じ込められてきたことを問題視し、育児支援のネットワークが必要であると主張してきた（渡辺 1994）。しかし今や、福祉や地域コミュニティによる女性の監視／管理が制度化されている。

フーコーは、人口を対象とする「統治」について、さまざまな「戦術」によって内在的に作動するものとして描いた。このとき「統治」は、超越的で単一の主権者による「法」を道具とした権力（主権）と明確に対比される（Foucault 2004＝2007: 111-7）。それゆえ、統治が論じられる際には、しばしば法の後退が強調されてきた。しかしこのことは、権力分析にあたって、法を無視すべきだということを意味しない。法（と名付けられる規範）が社会に存在する以上、それ自体を統治の「戦術」として考察することも可能であるし、フーコー自身、統治と主権の重なりに合いにも言及してきた（Foucault 2004＝2007: 132）。児童虐待防止政策においても、生－政治学（安全メカニズム）は、法典システム（法メカニズム）のインフレとともに拡大しているといえるだろう。

４．新たな統治

⑴　リスクの「客観化」

ここまで児童虐待をめぐる政策を家族の統治という観点から考察してきた。そして、「予防／発見」のためのリスク管理と「社会の福祉警察化」が、その特徴として確認された。本章では、こうした統治の現在的状況について検討したい。

1990年代終わり以降に開発・導入されてきたリスクアセスメントは、現在その重要性を上げながら新たな展開を見せている。都道府県および政令指定都市・児童相談所設置市は、虐待による児童の死亡事案等について検証報告書を作成しているが、多くの場合、課題として挙げられるのはより「効果的」な「リスクアセスメント」の活用である。そうしたなか近年、AIを利用した虐待の予防・発見が推進され始めている。2019年３月、児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議（以下「関係閣僚会議」）が「虐待事案に関するデータを収集し、その結果をAIで解析することにより、緊急性の判断に資するツールの開発を加速化する」ことを決定した（児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議 2019）。また三重県は、2019年７月から2020年６月まで国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「産総研」）と共同でAIによるリスクアセスメントに関する実証試験を行い、2020年７月には県内の全児童相談所での運用を開始している。その他の自治体も虐待防止へのAI利用を模索している[5)]。2022年９月の関係閣僚会議では、「こども家庭庁」創設と関連付けて、児童相談所の体制強化に関する計画が決定され、そこではAIを利用した一時保護決定の判断について、2024年度からの全国運用が目指されている（児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議 2022）[6)]。

これらは、政策運用に新たなテクノロジーが利用されることを単に意味するものではない。A. エリオットによれば、AIに代表される「デジタル革命」は、「民主主義と民主政治に対して厳しい挑戦状を突きつけている」（Elliott 2019＝2022: 275）。もちろん、テクノロジーが政策を一方的に変化させるわけではない。児童虐待をめぐる統治のあり方が、AIによるリスクアセスメントに象徴的に示されているのである。

そのような現代型統治を典型的に表すのが、「確率」に基づく予防という観点である。三重県が導入したシステムの開発者である株式会社AiCANは、厚生労働省から「子ども・子育て支援推進調査研究事業 児童虐待対応におけるAI利用に関する調査研究」の委託を受け、以下のように述べる。「AI技術の有効性は、一時保護のリスクアセスメントにおいて発生しうる膨大な項目の組み合わせに対して、これまでの技術では困難であった多量のデータからの類似事例の抽出提示とそれに基づく確率的な予測の探索が可能となってきている点にある」（株式会社AiCAN 2021）。「職員の判断のサポート」が目的に掲げられてはいるものの、全体としては、「経験」「バイアス」の排除と、「客観的なデータ」に基づく「確率的な予測」が強調される（株式会社AiCAN 2021）。

フーコーは、人々を「よりよく」生きさせる「統治」のあり方を「生－政治学」と呼んだ。それは、内面への介入を通して個々の身体を統制する「規律＝訓練」とともに、近代の権力形式たる「生－権力」を構成する。「生－政治学」は、たとえば出生率という概念によって、個々人の具体的状況ではなく、全体としての「人口」を捕捉する（Foucault 1976＝1986）。しかし、AIによるアセスメントの数値化は、従来の「生－政治学」に回収できない様相を示す。「生－政治学」は蓋然性という観点から全体としての傾向を把握しようとするものであったが、AIが「リスク」を「確率」として「客観化」するとき、統計学的知が個人の行為を予測するために用いられるのである。個別事例を捨象して全体的傾向に着目したはずの「蓋然性」が、個別事例の判断根拠となっている。ここには、従来からなされてきたリスクアセスメントを凌駕するかのようにみえる「AIの『予測力』の権力的側面」（山本 2018: 23）が表れている。

もっとも、仮に統計的に一定の傾向が見出されたとしても、その結果を保護者や児童への強制力を伴う行政処分の根拠とすることは難しい。行政処分の理由としては、前提となる事実認定とそれに基づく判断の理路が説明されなければならないからだ。児童相談所職員も「〔保護者に対して〕『AIが緊急性を判断したから…』とは言えない」と懸念を述べる（株式会社AiCAN 2021: 別添「全国調査自由記述回答一覧」）。しかし、予測の「『理由』が説明されない」（山本 2018: 24）ことが、その権力性の一側面でもある。

そもそもAIによる「一時保護可能性」の判定は、児童相談所が対応した「類似する過去のケース」に基づいている（厚生労働省 2022）。つまり「予測」されているのは、特定のリスク項目に該当すると児童相談所職員に判定されれば、一時保護決定がなされるであろうということにすぎない[7)]。この「予測」が一時保護決定の判断に用いられる。さらに、このときの一時保護決定のデータが、将来の一時保護要否の根拠となっていく。これはトートロジカルな論理に依拠したものでしかない。しかし、トートロジカルだからこそ、データが蓄積されることで児童相談所の論理は表向きの正当性をいっそう帯びていく。そして、その正当性は「確率」という数値の「客観性」によって支えられる。

⑵ 家族イデオロギーによる統治の拡大

次に「社会の福祉警察化」という問題に焦点を当てる。2019年の関係閣僚会議では、「ICTを活用した、より効果的な情報共有システムの在り方」の検討や、「児童相談所と警察との連携を強化するため、情報共有や連携に関する協定等の締結を促す」ことが決定された（児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議 2019）。この間システム開発を先導してきた株式会社AiCANも、一時保護決定のみな

らず、「発生予防」「介入」「再発予防」を見通した「システム拡張シナリオ」として、「AI ツールと他機関等の連携への拡張」等を挙げている（株式会社AiCAN 2021）。一方で警察庁も、「個人の私的な関係性や私的領域の中で生じる犯罪」については、「教育、医療、福祉、更生保護分野等における取組の強化が求められている」としたうえで、「民間事業者等と連携しながら、犯罪情勢分析の高度化、人工知能等の技術の活用」等を行うべきだと述べている（国家公安委員会・警察庁 2018: 45）。

新自由主義的統治が警察権力を拡大させることはよく知られているが（Young 1999＝2007）、AIは社会の福祉警察化と親和的となっている。実際、虐待発見という名目で、子どもの学校での成績や健康診断結果、生活保護受給に関するデータ等が広範囲に結合されようとしている[8)]。現在でも、児童相談所によるアセスメント結果は、4 割の自治体で全件について警察と共有されているが、AI導入によって、警察を含む関係機関と児童相談所とのデータ共有が促進される。こうして、「AIの『予測力』の権力的側面」（山本 2018: 23）は、統治の「効率性」や「合理性」のもとに、人々のプライバシーを犠牲にしながら拡張されることになる。

D. ライアンは、現代の監視社会において、個人が諸要素の集合体とみなされるようになることを指摘する（Lyon 2001＝2002）。本稿の文脈では、諸要素とはAIによるリスク評価の項目である。AIを利用したリスクアセスメントによって発見／構築された「リスクグループ」への働きかけが徹底され、諸個人の行為は、内面的な動機からではなく「確率」という統計学的概念で把握される。もはや、内面をもつ「個人」「人格」はあたかも消失したかのようだ。いわゆる「プロファイリング」の作法が虐待防止に適用されつつあるともいえるだろう。「人間行動は、あるかないか分からない『内面』へと送り返すよりも、行動として実際に表れる『表面』だけを取り出して理解した方が都合がよい」（重田 2003: 254）。

このとき、フーコーのいう「規律＝訓練」では現代家族の統治を説明できないように思われるかもしれない。G. ドゥルーズの「管理社会」についての議論は、ポストモダン社会における「指令の言葉」の後退を主張する（Deleuze 1990＝2007: 361-5）。ここでは、イデオロギー（規範の内面化）を介さない権力の作動が論じられている。AIが算出した「確率」によってリスクグループが発見され、それに基づいて虐待の防止／予防が進められることは、「分割不可能だった個人」が「分割によってその性質を変化させる『可分性』」となり、すべての親／家族が「サンプルかデータ」として（Deleuze 1990＝2007: 361）管理されるように一見は捉えられる。

しかし、改めて想起すべきは、AIを利用したものであってもリスクアセスメントの評価項目があるべき母親像や家族像というイデオロギーにまみれているということである。それは、社会的カテゴリーによる差別を直接的にもたらしている。エリオットは、自身が十分に扱っていないが「注目すべき問題」として、ある種の「バイアス」「間違い」を「AIが……再現し増幅しているということ」を指摘する（Elliott 2019＝2022: 300）。産総研は、AIによるリスクアセスメントに関する三重県との実証研究において、既存の共通アセスメントシートで採用されたものに限らず、種々のリスク項目を検討している。そこでは、「該当すると重度ネグレクトである確率が高いと推測される」項目として、ロジスティック回帰係数の値は高くはないものの、「出産時に助産制度を利用している」「特定妊婦」「未婚を含むひとり親家庭」等が挙げられている（国立研究開発法人 産業技術総合研究所 2020）。標準家族を前提とするイデオロギーが、福祉の対象であること自体をリスク要因とみなすのである。そ

の家族イデオロギーは、警察、福祉、教育を横断して私たちを包囲する。

であるとすれば、家族統治の諸相を理解するにあたり、フーコー以降における権力論の展開には若干の修正が必要ということになる。たしかに、個人（の行為）は諸変数に分解されて理解されるようになった。しかしだからといってイデオロギーによる主体化の機制が消滅したわけではない[9)]。現代社会では、一見対立する権力の作動形式が、その対立ゆえに共犯関係にある。AIによる虐待の「予測」はこうした理論的文脈に位置付けられよう。

５．おわりに

本稿では、2000年の児童虐待防止法制定以降の虐待防止政策を分析し、それらを通した家族の統治を考察してきた。虐待をめぐる法・政策とその運用においては「発生予防」や「早期発見」が強調されることで、すべての家族を対象として虐待のリスクを査定し、リスクの高い家族を把握して、国家権力の強制介入によって支援を重点化することが進行してきた。同時にそれは、関係機関の連携による社会全体の福祉警察化をもたらした。そうしたなかで、家族の理想像やジェンダー規範は再生産・強化されている。「理想的な家族」でないことは虐待の「徴候」であるとされ、「理想的な家族」を営むことが親の義務となっているのである。家族の統治は、法システムの増殖とともに拡大してきており、さらに現在では、AIの導入などにより新たな局面を迎えつつあるように思われる。

問題とされるべきは「介入」と「支援」が複雑に絡み合うなかで、現代の家族が統治の網に囲い込まれているということである。そこで阻まれているのは、多様な家族のあり方の承認、各々の家庭の抱える社会的・文化的・経済的な個別事情の理解、さらには親や子どもを取り巻くさまざまな人々が共にケアを行うような社会の実現である。

付記：本稿は、第94回日本社会学会大会における筆者らの口頭報告「児童虐待防止政策と家族の統治」（2021年11月13日）をもとに、その後の調査・検討も踏まえて執筆したものである。また、本研究はJSPS科研費JP21K12502の助成を受けている。

【註】

1）1933年にも「児童虐待防止法」という名称の法律が制定され、1947年に児童福祉法に包含されるまで存在した。2000年成立のいわゆる児童虐待防止法に対して、同法を「旧児童虐待防止法」と呼ぶことがある。

2）このことは児童虐待の実数が増加したことを意味するものではない。

3）たとえば、2010年に大阪府で1歳8か月の女児が死亡した事案では、両親に対する傷害致死被告事件の公判において、乳児家庭全戸訪問事業で女児宅を訪問した市職員が検察官請求証人として出廷し、女児のきょうだいに「むし歯がたくさんあった」ことなどを証言した。犯行を否認する両親に対して、検察官は、市職員の証言を有罪立証に用いたのである。

4）元警察大学校校長の田村正博は、児童虐待事案のなかで「重篤な結果が生じていない暴行・傷害事件」にあっては、「次の被害防止に向けた捜査の要否・逮捕の可否の判断」がなされる傾向がみられると指摘する

（田村 2018: 19-20）。

5）広島県は、2020年に三重県との意見交換を経て、実証試験を開始した。練馬区も同年に実証試験を行ったが、政府や東京都によるアプリ開発を待つことになり、区としての開発は中断した。札幌市は、児童相談所と区担当部署との情報共有にAIを活用している。

6）2022年9月、厚生労働省は「児童相談所におけるAIを活用した緊急性の判断に資する全国統一のツール」の調達を行っている。

7）AIによるリスク評価の「信頼性」も検証されているが（山本・高岡 2018）、それは結局のところ、項目を入力する際の担当者間における「ばらつき」を調べたものにすぎない。

8）たとえば広島県では、「子供見守りサポート支援事業」として、児童虐待相談・受付票の情報を福祉や教育のデータと連携させることが議論されている。

9）「虐待の世代間連鎖という思想」を信じる女性の中絶に関わる語りの分析からも示唆されるように（小西 2022）、リスク評価に関する「専門知」は「常識知」と再帰的な関係のなかで普及し、個人の内面に働きかけ、子どもを産む／産まないという行為に影響を与える。

【行政文書】（※各機関が公表しているもののほか、開示請求等により入手したもの）

児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議，2019，「児童虐待防止対策の抜本的強化について」.

児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議，2022，「児童虐待防止対策の更なる推進について」.

株式会社AiCAN，2021，「令和2年度厚生労働省子ども・子育て支援推進調査研究事業 児童虐待対応におけるAI利用に関する調査研究　事業報告書」.

警察庁，2019，「児童の安全確保を最優先とした児童虐待への対応について（通達）」.

国立研究開発法人産業技術総合研究所，2020，「2019年度子ども・子育て支援推進調査研究事業調査研究課題番号20　調査報告書（事業名: 児童虐待対応におけるアセスメントの在り方に関する調査研究）」.

厚生省，1996，「子ども虐待防止の手引き」.

厚生省，1997，「児童福祉法等の一部改正について」.

厚生省，1999，「子ども虐待対応の手引き」.

厚生省，2000，「子ども虐待対応の手引き（平成12年11月改正）」.

厚生労働省，2005，「子ども虐待対応の手引き（平成17年3月改正）」.

厚生労働省，2009，「乳児家庭全戸訪問事業ガイドライン」.

厚生労働省，2013，「子ども虐待対応の手引き（平成25年8月改正）」.

厚生労働省，2017，「児童虐待に係る児童相談所と市町村の共通リスクアセスメントツールについて」.

厚生労働省，2022，「児童相談所におけるAIを活用した緊急性の判断に資する全国統一のツールに係る設計・開発等業務一式（令和4年度）要件定義書」.

厚生労働省社会保障審議会児童部会，2003，「児童虐待への対応など要保護児童および要支援家庭に対する支援のあり方に関する当面の見直しの方向性について」.

最高検察庁，2018，「警察及び児童相談所との情報共有の強化について（通知）」.

山本恒雄・高岡昂太，2018，「平成28年度三重県アセスメントツール活用強化事業報告書」.

【文献】

Beck, Ulrich 1986, *Risikogesellschaft: Auf dem Weg in eine andere Moderne*, Frankfurt am Main: Suhrkamp Verlag.（東廉・伊藤美登里訳，1998，『危険社会――新しい近代への道』法政大学出版局.）

Deleuze, Gilles, 1990, *Pourparlers*, Paris: Editions de Minuit.（宮林寛訳，2007，『記号と事件――1972-1990年の対話』河出書房新社.

Elliott, Anthony, 2019, *The Culture of AI: Everyday Life and the Digital Revolution,* Oxford: Routledge.（遠藤英樹・須藤廣・高岡文章・濱野健訳，2022，『デジタル革命の社会学――AIがもたらす日常世界のユートピアとディストピア』明石書店.）

Ewald, François, 1991, “Insurance and Risk” Graham Burchell, Colin Gordon and Peter Miller eds.,*The Foucault Effect: Studies in Governmentality with Two Lectures by and an Interview with Michel Foucault*, Chicago: The University of Chicago Press, 197-210.

Foucault, Michel, 1976, *Histoire de la sexualité, vol.1: la volonté de savoir*, Paris: Éditions Gallimard.（渡辺守章訳，1986，『性の歴史I――知への意志』新潮社.）

Foucault, Michel, 1982, “The Subject and Power,” Hubert L. Dreyfus and Paul Rabinow eds., *Michel Foucault: Beyond Structuralism and Hermeneutics*, Chicago: The University of Chicago Press, 208-26.（渥海和久訳，2001，「主体と権力」『ミシェル・フーコー思考集成Ⅸ――1982-1983 自己／統治性／快楽』筑摩書房，10-32.）

Foucault, Michel, 2004, *Sécurité, territoire, population: Cours au Collège de France（1977-1978）*，Paris: Éditions du Seuil/Gallimard.（高桑和巳訳，2007，『安全・領土・人口――コレージュ・ド・フランス講義1977-1978年度』筑摩書房.）

広井多鶴子，2012，「児童虐待をめぐる言説と政策――児童虐待防止法は何をもたらしたか」『日本教育政策学会年報』19: 40-57

金子勇，2016，『日本の子育て共同参画社会――少子社会と児童虐待』ミネルヴァ書房.

金子勇，2022，『児童虐待という病理――「抜け殻家族」の果てにある日本社会への提言』21世紀アート（Kindle版）.

小林美智子，2007，「子どもをケアし親を支援する社会の構築に向けて」小林美智子・松本伊智朗編『子ども虐待介入と支援のはざまで――「ケアする社会」の構築に向けて』明石書店，25-63.

国家公安委員会・警察庁，2018，『平成30年版警察白書――近年における犯罪情勢の推移と今後の展望』.

小西真理子，2022，「『不幸』の再生産――世代間連鎖という思想の闇」小西真理子・河原梓水編『狂気な倫理――「愚か」で「不可解」で「無価値」とされる生の肯定』晃洋書房，3-24.

Lyon, David, 2001, *Surveillance Society: Monitoring Everyday Life*, Buckingham: Open University Press.（河村一郎訳，2002，『監視社会』青土社.）

松本伊智朗，2007，「介入と支援のはざま――本書の課題と構成」小林美智子・松本伊智朗編『子ども虐待　介入と支援のはざまで――「ケアする社会」の構築に向けて』明石書店，9-24.

西澤哲，2007，「子ども虐待をめぐる社会の動向」『子どもの虐待とネグレクト』9(3): 351-6.

重田園江，2003，『フーコーの穴――統計学と統治の現在』木鐸社.

滝川一廣，2019，「〈児童虐待〉は増えているのか」『敬心・研究ジャーナル』3(2): 1-8.

田村正博，2018，「児童虐待事案における警察の刑事的介入の現状と課題――個人保護型捜査における関係機関との連携を中心に」『社会安全・警察学』5: 5-24.

津崎哲郎，2010，「児童相談所の取組みの現状と今後の課題」『季刊・社会保障研究』45(4): 385-95.

上野加代子，2022,『虐待リスク――構築される子育て標準家族』生活書院.
上野加代子・野村知二，2003,『〈児童虐待〉の構築――捕獲される家族』世界思想社.
山本龍彦，2018,「AIと憲法問題」山本龍彦編『AIと憲法』日本経済新聞出版社，17-57.
Young, Jock, 1999, *The Exclusive Society: Social Exclusion, Crime and Difference in Late Modernity*, London: Sage Publications.（青木秀男・伊藤泰郎・岸政彦・村澤真保呂訳，2007,『排除型社会――後期近代における犯罪・雇用・差異』洛北出版.）
Wacquant, Loïc, 1999, *Les prisons de la misère*, Paris: Éditions Raisons d'agir.（森千香子・菊池恵介訳，2008,『貧困という監獄――グローバル化と刑罰国家の到来』新曜社.）
渡辺秀樹，1994,「現代の親子関係の社会学的分析――育児社会論序説」社会保障研究所編『現代家族と社会保障――結婚・出産・育児』東京大学出版会，71-88.

（ふじた　ともこ　九州大学）
（おおぬき　たかみち　佛教大学）